

第 25 回 佐川町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成 28 年 5 月 30 日(月) 午前 9 時 30 分～10 時 45 分

2、開催場所 佐川町役場 二階大会議室

3、出席委員 (13 人)

会 長	17 番	北添	正男
会長職務代理者	16 番	武石	悦雄
委 員	1 番	岡添	輝男
	2 番	刈谷	哲二
	3 番	田村	営幸
	5 番	廣瀬	正直
	6 番	邑田	昌平
	7 番	氏原	延
	9 番	尾碕	藤吉郎
	12 番	佐藤	良一
	13 番	織田	和主
	14 番	大谷	恵呉
	15 番	横島	増吉

4、欠席委員 (3 人) 4 番 藤原 健祐 ・ 8 番 今橋 壽子 ・
10 番 上岡 民典 【 11 番 欠 番 】

5、議事日程

第1 開 会

第2 議事録署名委員の選任について

第3 報告事項の報告について

第4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件について

第2号議案 農地法第4条に関する件について

第3号議案 非農地証明願に関する件について

第4号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件について

第5号議案 「市町村基本構想」の変更に対する意見に関する件について

第5 その他

第6 閉 会

6、農業委員会事務局職員

事務局長 公文 博 章

主 任 田村 麻 美

主 任 氏 原 謙

臨時職員 和田 佳 絵

7、産業建設課職員

主 査 浅 奥 章 公
囑託職員 伊 藤 憲 章

8、会議の概要

議長

それでは、ただ今より第 25 回農業委員会総会を開会します。本日の出席者は 13 名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、4 番藤原委員・8 番今橋委員・10 番上岡委員より欠席の連絡がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第 2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。前回欠席していました 2 番刈谷委員と 5 番廣瀬委員にお願いします。

続きまして、日程第 3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局長

それでは、日程第 3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、5 月 12 日、平成 28 年度農地・担い手対策等担当者研修会が四万十町で開催され、氏原主任が出席しました。5 月 18 日、平成 28 年度 第 2 回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。5 月 23 日、平成 28 年第 2 回佐川町議会臨時会が開催され、私が出席しました。同日、平成 28 年度農業者年金制度初任者研修会が高知城ホールで開催され、田村主任が出席しました。5 月 25 日、JA コスモス地域農業再生協議会通常総会が JA コスモスパstralホールで開催され会長と田村主任が出席しました。そして本日、平成 28 年度 第 25 回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、賃貸借解約届について報告します。地区は斗賀野で所有者は、
さん、耕作者は さんで、土地の表示は佐川町 字
番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²・受付日は平成 28 年 4 月
22 日、解約日は平成 28 年 5 月 31 日です。

続きまして、3、農地の嵩上げ届について報告します。嵩上げ場所は佐川地区で、
届出人は さん、土地の表示は佐川町字 番、地目は で面積
は m²・届出日は平成 28 年 5 月 9 日です。利用状況は、低い田を隣接の宅地平
らに嵩上げし、今後は畑として耕作して行くとのこととです。

続きまして 4、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告します。
一件目の地区は斗賀野で届出人は さん、土地の表示は佐川町 字

番外 筆、地目は田が 筆で面積が m²・畑が 筆で面積が m²、
合計面積が m²・受付日は平成 28 年 5 月 13 日、受理日は平成 28 年 5 月 16
日・登記原因は平成 27 年 8 月 31 日相続とのことです。

二件目の地区も斗賀野で届出人は さんで、持分はそれぞれ 2 分
の 1 ずつです。土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は 筆と
も で合計面積が m²・受付日は平成 28 年 5 月 13 日、受理日は平成 28 年 5
月 16 日・登記原因は平成 27 年 4 月 18 日相続とのことです。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

(質問等なしの声)

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。 続きまして、日程第 4、「第
1 号議案 農地法第 3 条に関する件」を議題とします。それでは、8 番・9 番の 2
件について、を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 28-08 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は
さん、土地の所在地は佐川町 字 番・地目は で面積は m²、譲
渡理由は売買です。

続きまして 28-09 番を説明します。譲渡人は 県の さん・ 県
の さん・ 都の さん、持分はそれぞれ 3 分の 1 ずつの共有名
義、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番外 筆・地
目は 筆とも で合計面積は m²、譲渡理由は売買です。

以上 2 件とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしていると考えられます。なお、2 件とも譲受人は農地を耕作しており、下限
面積要件も満たしております。 以上です。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

田村主任

8 番 今橋委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ま
せて頂きます。 8 番の申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されています。
譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地に
ついては、水稻を栽培するとのことで、地元での調和要件も全て満たしています。
事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問
題無いとの事です。

14 番大谷委員

それでは、9 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在野菜が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、野菜を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」8 番・9 番については、原案どおり決定したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 2 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」8 番・9 番は、原案どおり決しました。

続きまして、「第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件」を議題とします。なお、この案件は先月・先々月の定例総会で保留されていたものです。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件」の 4 番を再度説明します。先月と同じですが、申請人は佐川の さん、土地の所在地は佐川町字 番・登記地目は で面積は m^2 ・転用目的は、集合住宅を建築するために、転用することです。

農地区分につきましては、その後代理人より申立があり、申請地が西佐川駅から約 542m の位置で概ね 500m の範囲内になり、農地区分は第 2 種農地に該当するとの話があり、農地区分につきましては概ねの範囲内であることから第 2 種農地に該当すると変更しました。なお、先月の農業委員会以後、会長を交えて代理人等と何度か面談し、周囲の農地に対する被害防除計画等の最新版をお手元に配布しております。 以上です。

議長

それでは、何かその後変わった事実等ありましたら、確認委員さんの報告をお願いします。

3 番田村委員

それでは報告します。前回の委員会後は関係者からの話も無く、何も変わっておりません。確認委員としては、前回と同じく①、集合住宅の向きを変更して日陰時間を削減する。②、上からの水については、排水路を修繕する、新たに出る浄化槽からの排水等については、別の配水管で川まで流す。以上の事を被害防除計画等で提出し、履行して頂ければ問題ないと思います。以上です。

氏原主任

それでは私の方から新しい被害防除計画等を説明させていただきます。
(別紙資料に基づいて説明する。)

議長

確認委員さんや事務局の報告等が終わりました。確認委員さん等の確認報告を踏まえ、何かご質問等はありませんか。なお、当初の計画から変わった点は、日照の問題で建物の向きが変更された事と申請者()の誓約書が新たに出された事です。

9 番尾碕委員

利害関係のある三宮さんはどうして同意しないのか、今回の被害防除計画の内容を見るかぎりでは、水稻耕作に日陰問題は関係なく、排水問題は少し残るが、三宮さんの反対理由が良く分からない。実際に会った人となりはどうか。

3 番田村委員

話し合いに応じないと言っていたが、会社側も三宮さんに合い話をしてきたし、協議も何度か出来ている。5月27日には三浦氏よりTELが有り、2回本人に会ったが同意承諾は頂けなかった。(最大の理由は建物の向きを変えたことで60Cm嵩上げをした事が、不服な為のようだ。建物の向きを変えてまで対応しているので、これ以上の譲歩は無理。)と言っていた。三宮さんは大雨の時の遊水地だった所を上げられたら、被害もよけ出ると言っている。このような理由で反対しているのだと思う。

9 番尾碕委員

今回3度目の審議に成る訳ですが、もし転用許可を出した場合には、三宮さんに今後対応することを念頭において、委員一人一人が責任を持って裁決していかねないと思うし、農業委員会として責任を負うべきだと思います。

2 番刈谷委員

今後農地(田畑)の横に建物を建てたくても、今回のように反対があれば許可出来ない。となれば、次の転用申請が出て来た時にも、間違いなく影響が出て来ると思う。

14 番大谷委員

土地の嵩上げによって排水問題が起こるのか、上からの雨水等があふれて甚大な被害を及ぼすのか。

9 番尾碕委員

1 反程度の広さでは、水は問題無いだろう。遊水地帯と言うようなものではない。

12 番佐藤委員

申請人の年齢はいくつぐらいか。他でも事例があったが、本人が認知症など大丈夫なのか、誓約書に子共の名前も入れておいた方が良いのではないか。

17 番北添会長

会って見たがまだ若いと思う。60歳前後のように見えた。

議長

他に何かご質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんのでお諮りします。「第2号議案 農地法第4条に関する件」4番は、原案(事業一部修正)どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

12人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第2号議案 農地法第4条に関する件」4番は、原案どおり決定しました。ただし、許可日については、道路の掘削申請許可及び道路占用申請許可が決定した日付とする。

続きまして、「第3号議案 非農地証明願に関する件」4番・5番の2件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第3号議案 非農地証明願に関する件」4番を説明します。申請人

は さんで、土地の所在地は佐川町字 番外 筆・登記地
目は が 筆で面積は m^2 ・ が 筆で面積は m^2 ・合計面積は
 m^2 ・利用状況は約 17 年以上前から耕作を放棄し、現在は竹やぶと成っていて農
地では無いとのことことです。

続きまして、5 番を説明します。申請人は 県の さん・ 県
の さん・ 都の さんの代理人(行政書士) さんで、土
地の所在地は佐川町 字 番・登記地目は で面積は m^2 ・利用
状況は、20 年以上前から原野となっていて、農地ではないとのことことです。

以上です。

議長

それでは 4 番から順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

2 番刈谷委員

4 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は雑種地となっており、
佐川町非農地証明事務取扱要綱第 6 条 (4) に該当しており、非農地証明を証明し
ても何も問題ありません。

14 番大谷委員

それでは、5 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は原野とな
っており、佐川町非農地証明事務取扱要綱第 6 条 (4) に該当しており、非農地証
明を証明しても何も問題ありません。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。委員さんの確認報告を踏まえ、何か質問
等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 3 号議案 非農地証明願に関する件」
4 番・5 番は原案どおり決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

1 2 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 3 号議案 非農地証明願に関する件」の 4 番・5 番は原案
どおり決しました。続きまして、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する
件」5 月分を議題とします。それでは、まず 57 番から 60 番までの 4 件を一
括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 57 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成 28 年
6 月 1 日から平成 44 年 5 月 31 日までの 16 年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして 58 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番 ・地目は で面積は m²です。設定期間は平成 28 年 6 月 1 日から平成
48 年 5 月 31 日までの 20 年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして 59 番を説明します。利用権を設定する者 町の さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成 28
年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日までの 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして 60 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町字
番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成 28 年
6 月 1 日から平成 38 年 5 月 31 日までの 10 年間の賃貸借権の再設定です。

以上、全て 4 件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは 47 番から順次、確認委員の報告をお願いします。

田村主任

10 番 上岡委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。

申請地は 集落にあり、現在はニラを栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続きニラを栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありませんとの事です。

続きまして 8 番今橋委員さんが欠席していますが、調査票は提出されていますので、読ませて頂きます。

申請地は 集落にあり、現在は野菜を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者はニラを栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありませんとの事です。

16 番武石委員

申請地は の 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権

の設定を受ける者は水稻を栽培するとのことで、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

5 番廣瀬委員

申請地は 集落にあり、現在はニラを栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続きニラを栽培するとのことで、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

それでは、採決に移ります。「第 5 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」57 番から 60 番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

12 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、57 番から 60 番迄の 4 件については原案どおり決しました。

従いまして、57 番から 60 番迄の佐川町農用地利用集積計画については、平成 28 年 5 月 30 日開催の総会において審議の結果、利用権及び賃貸借権の設定を受ける者、並びに当該土地についての所有者又は使用収益権を有する者の同意を得ており、かつ、農地法等関係法令に抵触するものでなく適当と認める。との意見書を町長宛に送付致します。

続きまして、「第 5 号議案 (市町村基本構想) の変更に対する意見に関する件」について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

伊藤担当

それでは (市町村基本構想) の変更に対する意見に関する件を説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

それでは、市町村基本構想の改正点を説明させていただきます。

(別添資料に基づいて名称変更の説明する。)

委員の皆様におかれましては、ご意見・ご協力のほどよろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました、何か質問等はありませんか。

(意見・質問等なしとの声)

議長

それでは、意見・質問等ありませんので、お諮りします。「第5号議案（市町村基本構想）の変更に対する意見に関する件」については、説明のとおり決定したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

委員

12人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第5号議案（市町村基本構想）の変更に対する意見に関する件」については、説明のとおり決定しました。以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。

続きまして、日程第5その他の件について、事務局の方からは何か有りませんか。

事務局長

はい、それではお願いがございます。今年の利用状況調査の事ですが、利用意向調査を年度内に終了させるため、実施要領では8月から11月迄の4ヶ月間を調査期間にしていたのですが、今年は7月から9月迄の3ヶ月間で行ってほしいと思っていますが、何とぞ委員の皆様にはご協力をお願い致したいと思いますが、かまいませんでしょうか、ご意見を頂きたいと思っています。

6番 邑田委員

7月から9月と言えば一番暑い盛りだと思うが、国・県に言われたら仕方ないのか。

15番 横畠委員

農地にとっては一番雑草が生い茂っている時期で、秋季から冬季にかけて作付け準備で草刈り等を行う方が多いと思うことから、正しい調査が出来るか心配する。

事務局長

委員の皆さんに取っては大変な事だと思いますが、ご理解ご協力をお願い致します。

議長

それでは、おはかりします。今年は7月から3ヶ月間で利用状況調査を実施することに異議有りませんか。

(異議なしとの声)

議長

それでは、今年は7月から3ヶ月間で利用状況調査を実施することに決まりました。他に何かありませんか。

委員

(ありませんとの声)

議長

これをもちまして、第25回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成28年6月29日(水曜日)で、午後1時30分から佐川町役場二階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長

北条正男

議事録署名人

刈谷哲二

議事録署名人

廣瀬正直